

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和5年度第3号  
通算第63号  
令和5年12月12日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## 一児童ホーム指導員等の勤務条件について一

### ◎日時・場所

令和5年9月28日（木）午後6時30分～午後6時50分（中央北生涯学習プラザ 学習室3）

### ◎今回の交渉の主な目的

児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更についての提案を行うため、組合と交渉の場を持った。

### ◎組合への提案

（提案メモ）児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更について

[別紙](#)

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
今回の提案項目については、かねてから原局と協議しており、その中で安定的な人材確保等に取り組んでいくことも確認してきたところである。このたびの提案において、こうした確認事項が尊重されるのであれば、組合としては妥結の方向でまとめる考えであるが、尊重していくということによいか。	当局としても、組合がこれまで原局と協議してきたことを承知しており、その協議内容を尊重した上での提案と考えている。
かなり抽象的な提案内容となっているが、前回の児童ホームの開所時間延長の際においても、同じような提案が行われたのか。	同様の内容で提案している。具体的な内容については、必要に応じて原局と協議してもらいたい。
今後、今回の提案と違った勤務条件となる場合、再度の協議を行うということによいか。	具体的な内容については引き続き原局と協議していただきたいが、今回の提案内容を変更する場合など、必要な協議については当局としてもその都度行う考えである。

夏季期間のみ児童ホーム等に任用されている学校給食調理師は、今回の勤務条件の変更の対象となるのか。	今回の変更の対象にはならないと原局から聞いているが、そのような疑問があったことについては、原局へ伝えておく。
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

**課題解決への方向性**

今後も関係部局と連携しながら対応していくこととした。

以 上  
(給与課)

児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更について（メモ）

R5.9.28

保護者ニーズに対応するため、平日及び長期休業日等の児童ホームの開所時間を午後7時までとすることに伴い、児童ホーム業務等に従事する会計年度任用職員の勤務時間を変更する。

1 内容

平日及び長期休業日等の勤務時間について、午後7時までを基本とする。

2 実施時期

令和6年4月1日

以 上  
(給与課)